

石狩市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和6年4月

石狩市通学路交通安全対策協議会

1. プログラムの目的

平成24年以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、本市においても平成24年7月から8月にかけて、学校関係者、警察署、道路管理者等による緊急合同点検を実施し、必要な対策について協議し、関係機関がそれぞれ通学路の安全対策を実施してまいりました。今後も引き続き通学路の安全確保について、継続的な取組を行うため、関係機関との連携体制を構築し、平成30年1月に「石狩市通学路交通安全プログラム」（以下、「プログラム」という。）を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図ります。

2. 協議会の設置

通学路の安全確保に向けた関係機関の連携を図るため、構成員を以下とする「石狩市通学路交通安全対策協議会」を設置します。

【構成員】

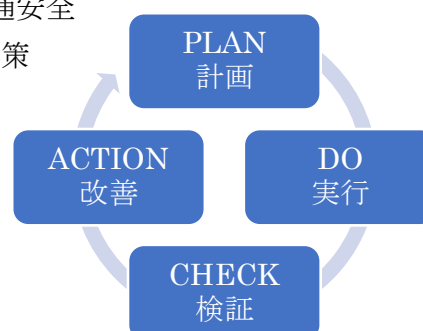
- ・石狩市教育委員会学校教育部総務企画課
- ・石狩市環境市民部広聴・市民生活課
- ・石狩市建設部維持管理課
- ・北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所
- ・北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所
- ・北海道札幌方面北警察署交通課
- ・石狩市校長会・教頭会

3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、関係者、関係機関による合同点検を継続的に行い、必要な対策を講じます。また、これらの取り組みは、PDCAサイクルとして行い、通学路の安全性の向上を図っていきます。なお、具体的な取り組み内容としては、道路整備、防護柵設置などのハード対策に加え、交通規制や交通ルールの遵守、規範意識の高揚、「危険を予測し、自らの身を守る」という交通安全教育の浸透などソフト対策による両輪の交通安全対策により通学路における交通事故の抑止を図っていくものとします。

また、児童生徒や保護者、地域へも発信し、共通理解を図りながら、効果的な安全対策の取り組みを目指します。



(2) 合同点検の実施、対策の検討 **PLAN**

学校から寄せられた危険箇所の現状及び課題を把握し、対策が必要であると判断された危険箇所については、市教育委員会、道路管理者、北警察署、学校等の関係者により合同点検を実施します。(積雪期においては、降雪により生じた危険箇所は、学校等からの連絡により除雪センターによる対応)

点検の結果、対策が必要と判断した場合は、協議会において対策メニューの検討を行います。

(3) 対策の実施 **DO**

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう各関係機関で連携を図ります。

(4) 対策効果の検証 **CHECK**

対策実施後の箇所については、必要に応じた現場確認や学校や保護者から聞き取りを行うなど、効果の把握に努めるものとします。

(5) 対策の改善・充実 **ACTION**

検証結果に基づき、対策方法の変更、定期的な補修等の把握、新たな危険箇所の把握等、対策内容の改善・充実を図ります。

■年間スケジュール

時 期	内 容	関係機関
4 月	・ 通学路について教育委員会に報告	各小中学校
4 月～5 月	・ 通学路の安全点検（危険箇所の把握）の実施 ・ 点検結果の報告	各小中学校
6 月～7 月	・ 報告に基づき危険箇所、安全対策必要箇所等について取りまとめ	教育委員会
8 月～9 月	・ 通学路の安全点検（合同点検）の実施 ・ 通学路交通安全対策協議会の開催	関係機関 全機関
10 月以降	・ 対策及び関係機関への要望を実施	関係機関
3 月	・ 通学路交通安全対策協議会の開催 (実施状況のまとめ及び次年度にむけて)	全機関

【各小中学校】

通学区域内の危険箇所について、保護者等の協力を得ながら点検等を実施し、校区内の安全マップを作成します。また、積雪期においても通学路の状況把握に努めます。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

学校の校区ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、学校ごとの一覧表と箇所図を作成し、市のホームページ等に公表するものとします。